

平成30年10月15日

保護者のみなさま

県立岸根高等学校
校長 上村恵理子

会費等の免除について

秋涼の候、保護者のみなさまにおかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校教育活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本校では生活の急変等があり、経済的に苦しいご家庭に対しては会費等を免除(注1)する制度があります。申請を希望される方は10月31日までに副校長まで申し出ください(注2)。確認後、申請書をお渡しします。

尚、奨学給付金の受給されているご家庭は免除対象外となります。(注3)

(注1)免除される会費は、PTA会費、教育振興費、特別教育振興費、図書費です。生徒会費と学年費は免除対象外です。

(注2)副校長までお電話を頂いても、お子様を通して申し出て頂いても構いません。

(注3)今年度PTA規約が改正されました。特に2,3年生で、昨年度会費等が免除になったご家庭でも、今年度は免除対象外となることがあります。

問合せ先
副校長 高橋
TEL 045-401-7920